

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について (法附則第 15 条第 43 項)

中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した設備等について、一定の要件を満たす場合、固定資産税が軽減されます。

適用要件をご確認のうえ、必要書類を添付してご申告ください。

(1) 特例対象資産

下の表の対象設備のうち、以下の要件を全て満たすもの

- ① 岡崎市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したもの
- ② 生産、販売活動等の用に直接供されるもの
- ③ 中古資産でないもの
- ④ 先端設備等導入計画認定後から、令和 9 年 3 月 31 日までの期間に取得したもの
- ⑤ 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 % 以上の投資計画に記載されたもの
- ⑥ 先端設備導入計画において 1.5 % 以上の賃上げ表明を行っているもの

適用対象設備

| 設備の種類 | 1 台 1 基又は一の取得価額 |
|----------------|-----------------|
| 機械装置 | 1 6 0 万円以上 |
| 工具（測定工具及び検査工具） | 3 0 万円以上 |
| 器具備品 | 3 0 万円以上 |
| 建物附属設備 | 6 0 万円以上 |

(2) 特例対象者

- ① 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人
- ② 資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ③ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小企業者とはなりません。

・同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人、資本金又は出資金の額が 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人

・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

(3) 特例内容

雇用者給与等支給額の賃上げ率によって特例率、特例期間が変わります。

| 雇用者給与等支給額の賃上げ率 | 特例期間 | 特例率 |
|----------------|------|-------|
| 1.5%以上 | 3年度分 | 1 / 2 |
| 3.0%以上 | 5年度分 | 1 / 4 |

(4) 提出書類

先端設備等を取得した翌年の償却資産申告書に以下の書類をすべて添付して提出してください。

【共通】

- ① 先端設備等導入計画の写し
- ② 先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
- ③ 投資計画に係る確認書の写し

【所有権移転外リース取引の場合】

- ④ リース契約書の写し
- ⑤ 固定資産税軽減計算書の写し

(5) 注意事項

令和7年4月1日以降に取得する資産について固定資産税の軽減を受けるためには、計画内で賃上げの表明をしている必要があります。賃上げの表明をしていない計画の認定を受けている場合は、新たに賃上げの表明をした計画の認定を受けなおしてください。

〈お問い合わせ先〉

固定資産税の軽減に関すること：資産税課償却資産係 TEL：0564-23-6094

計画の認定に関すること：商工労政課ものづくり支援係 TEL：0564-23-6287